

厚生労働省は中小企業事業主対象にテレワーク導入支援

厚生労働省は、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業する“テレワーク”に取り組む中小企業を対象とする「職場意識改善助成金」により中小企業事業主を支援している。

各事業場における労働時間・年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮、多様な働き方に対応し労働時間等の設定を改善することで仕事と生活の調和を図ることを推進するもの。

対象は、「社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい」「社員の通勤負担を軽減したい」「ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい」「優秀な人材を確保したい」といったテレワークを新規で導入する中小企業事業主または、テレワークを継続して活用する中小企業事業主。

助成は、テレワークの導入・実施に関して、次の取り組みを一つ以上実施した場合の取り組みに要した費用。

- ① テレワーク用通信機器の導入・運用
- ② 保守サポートの導入
- ③ クラウドサービスの導入
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- ⑥ 社会保険労務士など外部専門家による導入のためのコンサルティング

平成29年度から短時間のテレワーク実施の場合も助成対象となり、一事業主当たり2回まで支給を受けられるようになった。助成の利用には、「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などとともにテレワーク相談センターに提出する。

助成利用、内容の詳細等の問い合わせは、テレワーク相談センター(電話)0120-91-6479 へ。

東京室内装飾新聞(第610号)より引用